

決済サービス会員規約 新旧対照表
2020年9月24日改定

下線は変更部分

決済サービス会員規約	
現行	改定後
<p>ソフトバンクカードお申し込みにあたってのご注意</p> <p>ソフトバンクカードは事前にチャージした金額の範囲内でお支払いにご利用でき、ご利用金額に応じて <u>T ポイントが貯まる T カード一体型 Visa プリペイドカード</u> です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ソフトバンクカードの申し込みにあたり、SB ペイメントサービス株式会社およびカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社</u> に対して、お申し込みに必要な氏名、連絡先その他の各社の契約に必要な、お客様に関する所定の情報の申告を行っていただきます。また、<u>SB ペイメントサービス株式会社</u> に対しては、<u>本人確認書類または取引時確認書類として SB ペイメントサービス株式会社</u> が定めた証明書もしくは書類の提出を行っていただきます。 ・ <u>上記のお申込情報に加えて、各社は、ソフトバンクカード会員規約、T 会員規約</u> に定める目的・内容でソフトバンクカードのご利用等に関する情報を収集し、各社所定の保護措置を講じたうえで保有・利用いたします。 ・ <u>カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社</u> によって収集される個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、申告された他社発行の T カード番号、その更新情報およびその他 T 会員規約により定められた情報）の取扱いについては、<u>T 会員規約の第 4 条「個人情報について」</u> をご参照ください。 <p>ソフトバンクカード会員規約</p> <p>【総則】</p> <p>第 1 条（本規約） 本規約は、SB ペイメントサービス株式会社（以下「当社」といいます）が、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます）と提携して発行するソフトバンクカード（以下「本カード」といいます）の利用条件および本カードの利用に関する当社と会員との間の一切の關係に適用されます。本規約およびカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、「CCC」といいます）が定める「T 会員規約」および株式会社 T</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>決済サービス会員規約</p> <p>第 1 章 【総則】</p> <p>第 1 条（総則） 1. 本規約は、SB ペイメントサービス株式会社（以下「当社」といいます）が、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます）と提携して提供する決済サービス(以下「<u>本決済サービス</u>」）といいます）の利用条件および本決済サービスの利用に関する当社と会員との間の一切の關係に適用されます。</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p><u>ポイント・ジャパン (以下「TPJ」といいます) が定める「ポイントサービス利用規約」に同意のうえお申込みください。</u></p>	<p>2. <u>本決済サービスは、実店舗やネットでのお支払いができる決済サービスをいいます。本決済サービスに関する決済手段は、前払式支払手段である「プリペイドバリュー」と資金移動サービスである「ソフトバンクカード (現金バリュー)」 (以下「現金バリュー」といいます) となります。</u></p> <p>3. <u>会員は、第 2 条で定める「チャージ PASS」、「バーチャルカード」または「リアルカード」により、プリペイドバリューを利用することになります。</u></p> <p>4. <u>リアルカードを発行し、第 48 条に定める本人確認手続が完了した会員は、現金バリューサービスをご利用いただけます。</u></p> <p>5. <u>会員は、リアルカードの発行を希望する場合、本規約およびカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (以下、「CCC」といいます) が定める「T 会員規約」および株式会社 T ポイント・ジャパン (以下「TPJ」といいます) が定める「ポイントサービス利用規約」に同意のうえ申し込みをする必要があるものとします。</u></p> <p>6. <u>プリペイドバリューの利用には、本規約第 1 章 (総則) から第 4 章 (一般条項) の規定が適用されるものとし、現金バリューの利用には、本規約第 1 章 (総則) から第 6 章 (資金移動サービス) が適用されるものとします。</u></p>
<p>第 2 条 (定義)</p> <p>(1) 「会員」とは、本規約に同意のうえ本カードの利用を申し込み、当社が入会を承認した方をいいます。</p> <p>(2) 「プリペイドカードサービス」とは、当社が提供する、<u>会員があらかじめプリペイドバリューにチャージした金額の範囲内で、加盟店においてカード決済および他の会員にプリペイドバリューの譲渡を行うことができるサービスをいいます。</u></p> <p>(3) 「プリペイドバリュー」とは、<u>プリペイドカードサービスにおいて商品等代金のお支払に利用または、当社が認めた範囲で他の会員への譲渡が可能な前払式支払手段をいいます。</u></p> <p>(4) 「資金移動サービス」とは、当社が提供する、<u>会員があらかじめ現金バリューにチャージした金額の範囲内で、加盟店においてカード決済を行うことができ、また会員からの送金申込に基づき、以下のいずれかのうち当社が認めた受取方法により、受取人が現金または現金バリューを受け取ることができるサービスをいいます。</u></p>	<p>第 2 条 (定義)</p> <p>(1) 「会員」とは、本規約に同意のうえ本決済サービスの利用を申し込み、当社が入会を承認した方をいいます。</p> <p>(2) (削除)</p> <p>(2) 「プリペイドバリュー」とは、商品等代金のお支払に利用または、当社が認めた範囲で他の会員への譲渡が可能な前払式支払手段をいいます。</p> <p>(3) 「資金移動サービス」とは、当社が提供する、<u>会員があらかじめ現金バリューにチャージした金額の範囲内で、加盟店において決済を行うことができ、また会員からの送金申込に基づき、以下のいずれかのうち当社が認めた受取方法により、受取人が現金または現金バリューを受け取ることができるサービスをいいます。</u></p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
(ア)～(ウ) (記載省略)	(ア)～(ウ) (現行どおり)
(5)～(6) (記載省略)	(4)～(5) (現行どおり)
(7) 「チャージ」とは、会員が <u>カード</u> に当社所定の方法により、プリペイドバリューまたは現金バリューに任意の金額を入金すること、およびその手続きをいいます。	(6) 「チャージ」とは、会員が <u>本決済サービス</u> に当社所定の方法により、プリペイドバリューまたは現金バリューに任意の金額を入金すること、およびその手続きをいいます。
(8) 「加盟店」とは、当社が <u>カード決済</u> を認めた店舗等をいいます。	(7) 「加盟店」とは、当社が <u>本決済</u> の利用を認めた店舗等をいいます。
(9) 「 <u>カード決済</u> 」とは、プリペイドバリューおよび現金バリューにチャージした金額内で、加盟店で商品等の購入代金の全部または一部を支払うことをいいます。	(8) 「 <u>本決済</u> 」とは、プリペイドバリューおよび現金バリューにチャージした金額内で、加盟店で商品等の購入代金の全部または一部を支払うことをいいます。
(10) 「商品等」とは、 <u>カード決済</u> により購入の対象となる商品、サービスまたは権利をいいます。	(9) 「商品等」とは、 <u>本決済</u> により購入の対象となる商品、サービスまたは権利をいいます。
(11) 「ATM」とは、 <u>本カード</u> が利用できる当社所定の現金自動預払機をいいます。	(10) 「ATM」とは、 <u>リアルカード</u> が利用できる当社所定の現金自動預払機をいいます。
(12) (記載省略)	(11) (現行どおり)
(13) 「カード利用」とは、チャージ、カード決済、プリペイドバリューの移動、現金バリューの引き出し、その他の本カードに関する利用の総称をいいます。	(12) 「本サービス利用」とは、チャージ、決済、プリペイドバリューの移動、現金バリューの引き出し、その他の本決済サービスに関する利用の総称をいいます。
(14) 「利用登録」とは、本カード利用のために必要な当社所定の利用登録手続きをいいます。	(13) 「利用登録」とは、本サービス利用のために必要な当社所定の利用登録手続きをいいます。
(15) (記載省略)	(14) (現行どおり)
(16) 「有効期間」とは、プリペイドバリューの利用可能残高の範囲内でカード決済が利用できる期間をいいます。	(15) 「有効期間」とは、プリペイドバリューの利用可能残高の範囲内で決済が利用できる期間をいいます。
(17)～(19) (記載省略)	(16)～(18) (現行どおり)
(20) 「利用停止措置」とは、当社の判断によって、本カードの利用を一時的に制限すること、または会員資格を喪失させることをいいます。	(19) 「利用停止措置」とは、当社の判断によって、本決済サービスの利用を一時的に制限すること、または会員資格を喪失させることをいいます。
(21) 「再発行」とは、 <u>本カード</u> の紛失等により、本カードに印字された会員を識別するためのカード番号等を変更した新たな <u>カード</u> を発行することをいいます。	(20) 「再発行」とは、 <u>本カード等 (第9条)</u> の紛失等により、 <u>決済情報、本カード等</u> に印字・表示された会員を識別するためのカード情報等を変更した新たな <u>本カード等</u> を発行することをいいます。
(22) 「再製発行」とは <u>本カード</u> の磁気不良等により、本カードに印字された会員を識別するためのカード番号等を変更しない新たなカードを発行することをいいます。	(21) 「再製発行」とは <u>リアルカード</u> の磁気不良等により、リアルカードに印字された会員を識別するためのカード番号等を変更しない新たなカードを発行することをいいます。
(23) 「会員サイト」とは、会員が各人ごとに設定されたID、パスワードによりアクセスし、 <u>カード</u> のご利用状況などの各種情報を閲覧できる、当社の運営する会員専用の Web サイトをいいます。	(22) 「会員サイト」とは、会員が各人ごとに設定されたID、パスワードによりアクセスし、 <u>本決済サービス</u> のご利用状況などの各種情報を閲覧できる、当社の運営する会員専用の Web サイトをいいます。
(24) 「ソフトバンク対象契約」とは、ソフトバンクが提供する通信サービスのうち、当社が指定する、本カードの申込資格として必要な通信サービスのご利用契約をいいます。	(23) 「ソフトバンク対象契約」とは、ソフトバンク・ <u>ワイモバイル</u> による通信サービスのうち、当社が指定する、 <u>本決済サービス</u> の申込資格として必要な通信サービスのご利用契約をいいます。
(25) (記載省略) <u>(新設)</u>	(24) (現行どおり) (25) 「チャージ PASS」とは、当社が発行する電子カード

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>(26) 「バーチャルカード」とは、<u>会員サイト等当社所定の方法で、カード番号等の情報（以下「カード情報」といいます）を閲覧でき、当該カード情報によって、会員が加盟店の運営するインターネットサイト等でカード決済ができるものをいいます。</u></p> <p>(27) 「リアルカード」とは、<u>加盟店で商品等の購入時に提示し、伝票等にカード裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名を行う方法または暗証番号を加盟店が設置する機器に入力する方法などでカード決済ができる磁気カードをいいます。</u></p> <p>(28) 「本カード」とは、<u>バーチャルカードとリアルカードの総称をいいます。</u></p> <p>(29) 「会員サイト」とは、<u>ソフトバンクカード会員専用 Web サイトをいいます。</u></p> <p>(30) 「会員アプリ」とは、<u>当社が提供するソフトバンクカード会員専用会員アプリをいいます。</u></p> <p>(31) (記載省略)</p>	<p><u>の番号等の情報を当社所定のウェブ等で閲覧でき、プリペイドバリューを利用して決済ができるものをいいます。</u></p> <p>(27) 「バーチャルカード」とは、<u>リアルカードのカード番号等の情報（以下「カード情報」といいます）を当社所定のウェブ等で閲覧でき、プリペイドバリューを利用して決済ができるものをいいます。</u></p> <p>(26) 「リアルカード」とは、<u>加盟店で商品等を対面で購入する際に提示し、伝票等にカード裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名を行う方法または暗証番号を加盟店が設置する機器に入力する方法などで、プリペイドバリューを利用して決済ができる磁気カードをいいます。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(28) 「会員アプリ」とは、<u>当社が提供する会員専用会員アプリをいいます。</u></p> <p>(29) (現行どおり)</p>
<p>第3条（申込・発行）</p> <p>1. <u>本カードは、ソフトバンク対象契約をご契約中のお客様のみ、お申し込みいただけます。</u></p> <p>2. <u>会員は、本規約に基づいて本カードの会員となると同時に、T 会員関連規約に同意のうえ、CCC の「T 会員」となるものとします。</u> <u>「T 会員規約」は以下の Web サイトでご確認ください。</u> https://www.ccc.co.jp/customer_management/member/agreement/ <u>「ポイントサービス利用規約」は以下の Web サイトでご確認ください。</u> https://www.ccc.co.jp/customer_management/member/agreement-point/</p> <p>3. <u>本カードの申込みにあたっては、当社および CCC に、それぞれソフトバンク店頭、当社指定の Web サイトおよびアプリで申込みに必要な氏名、連絡先その他の各社の契約に必要な会員に関する所定の情報の申告を行うものとします。また、当社に対して本人確認書類または取引時確認書類として各社が定めた証明書もしくは書類の提出を行うものとします。</u></p>	<p>第3条（本決済サービスの申込）</p> <p>1. <u>本決済サービスは、ソフトバンク対象契約をご契約中のお客様のみ、お申し込みいただけます。</u></p> <p>(削除（第4条2項へ移転）)</p> <p>2. <u>本決済サービスの申込みにあたっては、当社指定の Web サイトおよびアプリで申込みに必要な氏名、連絡先その他の当社の契約に必要な会員に関する所定の情報の申告を行うものとします。</u></p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>4. 当社は、当社および CCC が定める基準を満たしたお客様に対して、当社所定の手続きを経たうえで、カード番号、有効期間その他当社が定める識別番号等を表記した本カードを発行いたします。</p>	<p>3. <u>前項に定める申し込みをしたお客様のうち、当社が定める基準を満たしたお客様は、プリペイドバリューまたは現金バリューのサービスを利用することができます。</u></p>
<p>5 (記載省略)</p>	<p>4 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 4 条 (リアルカードの申込)</p>
	<p>1. <u>プリペイドバリューを利用している会員は、リアルカードの発行をお申し込みいただけます。</u></p> <p>2. <u>前項の申し込みにあたり、会員は、T 会員関連規約に同意のうえ、本規約に基づいてリアルカードを発行すると同時に、CCC の「T 会員」となるものとします。「T 会員規約」は以下の Web サイトでご確認ください。 https://www.ccc.co.jp/customer_management/member/agreement/ 「ポイントサービス利用規約」は以下の Web サイトでご確認ください。 https://www.ccc.co.jp/customer_management/member/agreement-point/</u></p> <p>3. <u>会員は、リアルカードの発行を希望する場合、当社および CCC に、当社指定の Web サイトおよびアプリで申し込みに必要な氏名、連絡先その他の当社の契約に必要な会員に関する所定の情報の申告を行うものとします。また、会員は、当社が本人確認書類または取引時確認書類として当社が定めた証明書もしくは書類の提出を求めた場合、当該書類等を提出するものとします。</u></p> <p>4. <u>会員は、リアルカードの発行にあたって、当社に対して第 6 条第 1 項に定める当社所定の手数料を支払うものとし、支払い方法は第 6 条第 2 項のとおりとします。</u></p> <p>5. <u>前項の規定に関わらず、当社所定の条件により、当社はリアルカード発行に係る手数料を徴収しない場合があるものとします。この場合、当社は、会員に対し、手数料を徴収しない旨の通知をするものとします。</u></p> <p>6. <u>当社は、当社および CCC が定める基準を満たしたお客様に対して、当社所定の手続きを経たうえで、カード番号、有効期間その他当社が定める識別番号等を表記したリアルカードを発行いたします。</u></p>
<p>第 4 条 (本カードの機能)</p>	<p>第 5 条 (本サービスの機能)</p>
<p>1. 会員は、本規約および T 会員関連規約に従い、プリペイドカードサービス、資金移動サービスおよび T ポイントサービスを利用することができます。ただし、会員は、前条第 3 項に定める手続き(「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める取引時確認の手続きを含みます、以下「本人確認手続」といいます)が完了していない場合に</p>	<p>1. <u>会員は、本規約に従い、プリペイドバリュー、現金バリューを利用することができます。ただし、現金バリューは、第 48 条に定める本人確認手続きを完了した会員のみ利用することができます。</u></p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>は、資金移動サービスは利用することができません。</p> <p>2. 会員がソフトバンク対象契約を解約した場合、<u>本カード会員</u>が利用できる機能・サービスの一部が制限される場合があります。</p> <p>第5条（手数料）</p> <p>1. 会員は、当社所定の方法によって通知する場合、次の手数料を支払うものとします。詳しくは、別途当社ホームページに定める手数料をご確認ください。</p> <p>(1) <u>本カード</u>の発行に係わる手数料 (2)～(5) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. <u>カード利用</u>または本規約にもとづく費用・手数料に関して、公租公課（消費税等を含みます。以下同じ）が課される場合には、当該公租公課相当額は会員の負担とし、公租公課が増額される場合には当該増額部分についても会員の負担とします。</p> <p>4. 当社は、第1項に定める手数料のうち<u>本カード</u>の発行手数料について、その支払い方法がソフトバンク対象契約の通信料と合算する方法による場合、当社が会員に対して有する発行手数料についての債権をソフトバンクに譲渡するものとし、会員はこれに承諾するものとします。</p> <p><u>第6条（カード利用前の手続き）</u></p> <p><u>第7条（安全管理）</u> 会員は、<u>本カード（バーチャルカードとして利用する端末を含むものとし、以下「本カード等」といいます）を善良な管理者の注意をもって保管し、かつ暗証番号その他の本カード等決済サービスに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。</u></p> <p>第8条（暗証番号）</p> <p>1～3. (記載省略)</p> <p>4. 当社は、暗証番号の登録、変更、一時停止解除などについての問い合わせは、<u>当該カードの会員本人</u>から申し出があった場合にのみ受付します。</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>6. 不正な暗証番号が複数回入力された場合、当社は、一時的に<u>カード利用</u>を制限する場合があります。この場合、会員は、当社所定の手続きにより当該制限の解除を申し出るものとします。</p>	<p>2. 会員がソフトバンク対象契約を解約した場合、<u>本決済サービス会員</u>が利用できる機能・サービスの一部が制限される場合があります。</p> <p>第6条（手数料）</p> <p>1. 会員は、当社所定の方法によって通知する場合、次の手数料を支払うものとします。詳しくは、別途当社ホームページに定める手数料をご確認ください。</p> <p>(1) <u>リアルカード</u>の発行に係わる手数料 (2)～(5) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. <u>本サービス利用</u>または本規約にもとづく費用・手数料に関して、公租公課（消費税等を含みます。以下同じ）が課される場合には、当該公租公課相当額は会員の負担とし、公租公課が増額される場合には当該増額部分についても会員の負担とします。</p> <p>4. 当社は、第1項に定める手数料のうち<u>リアルカード</u>の発行手数料について、その支払い方法がソフトバンク対象契約の通信料と合算する方法による場合、当社が会員に対して有する発行手数料についての債権をソフトバンクに譲渡するものとし、会員はこれに承諾するものとします。</p> <p><u>(削除（第44条へ移転）)</u></p> <p>第7条（安全管理） 会員は、<u>リアルカードおよびプリペイドバリューまたは現金バリューを利用する端末（以下「本決済端末」といいます）を善良な管理者の注意をもって保管し、かつ暗証番号その他の本決済サービスに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。</u></p> <p>第8条（暗証番号）</p> <p>1～3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社は、暗証番号の登録、変更、一時停止解除などについての問い合わせは、<u>当該会員本人</u>から申し出があった場合にのみ受付します。</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. 不正な暗証番号が複数回入力された場合、当社は、一時的に<u>本決済サービス利用</u>を制限する場合があります。この場合、会員は、当社所定の手続きにより当該制限の解除を申し出るものとします。</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>第9条（カードの貸与・譲渡の禁止）</p> <p>1. 本カードの所有権は当社にあり、<u>本カード</u>は当社から会員に対して貸与するものです。</p> <p>2. 会員は、第三者に対して、<u>本カードを貸与して利用させたり</u>、<u>本カードを譲渡したり</u>、質入れその他の担保権を設定したりすることはできません。</p> <p>3. 会員が前二項に違反し、<u>第三者が本カード</u>を利用したことによって生じた結果について、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>第10条（ご利用内容通知）</p> <p>1. 当社は、<u>本カード</u>のご利用内容について、会員からご申告いただいた電子メールアドレス（以下「本件アドレス」といいます）宛に電子メールを送信する方法、会員サイトへのご利用明細の掲載またはその他の当社が認めた方法により通知（以下「利用内容通知」といいます）するものとします。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>第11条（ご利用明細等の確認）</p> <p>1. <u>本カード</u>のご利用明細、利用可能残高等の情報は、会員サイトの閲覧またはその他の当社所定の方法で確認できます。</p> <p>2. <u>本カード</u>の利用履歴は、会員サイト等当社所定の方法で、一定の範囲において確認することができます。なお、当社は会員の利用履歴調査等のために、会員の<u>本カード</u>の利用状況を加盟店に開示することがあることをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>3. 第1項の定めに係らず、<u>本カード</u>の有効期限を経過した場合、または会員資格喪失の場合、当社所定の期間経過後は、<u>本カード</u>の利用可能残高および利用明細等は確認できなくなるものとします。</p> <p>4. 当社は、<u>カード決済</u>における利用決済または返金処理等による利用可能残高の減算・加算については、加盟店が当社に提供する情報に基づき行います。会員は、加盟店から当社に対する返金処理の情報提供の遅れにより、<u>本カード</u>への返金処理による利用可能残高の加算が遅れることがあることおよび加盟店が当社に提供する情報の正確性が完全に保証されるものではないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>第12条（超過利用時の措置）</p> <p>1. 加盟店の環境、<u>カード決済</u>にかかる機器等の通信状況その他の事由により、<u>カード決済</u>時に利用可能残</p>	<p>第9条（<u>本カード等の所有権・譲渡の禁止</u>）</p> <p>1. <u>リアルカード、バーチャルカード、チャージPASS</u>（以下「<u>本カード等</u>」といいます）の所有権は当社にあり、<u>本カード等</u>は当社から会員に対して貸与するものです。</p> <p>2. 会員は、第三者に対して、<u>本カード等</u>を譲渡したり、質入れその他の担保権を設定したりすることはできません。</p> <p>3. 会員が前二項に違反し、<u>第三者が本カード等</u>を利用したことによって生じた結果について、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>第10条（ご利用内容通知）</p> <p>1. 当社は、<u>本決済サービス</u>のご利用内容について、会員からご申告いただいた電子メールアドレス（以下「本件アドレス」といいます）宛に電子メールを送信する方法、会員サイトへのご利用明細の掲載またはその他の当社が認めた方法により通知（以下「利用内容通知」といいます）するものとします。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>第11条（ご利用明細等の確認）</p> <p>1. 本決済サービスのご利用明細、利用可能残高等の情報は、会員サイトの閲覧またはその他の当社所定の方法で確認できます。</p> <p>2. 本決済サービスの利用履歴は、会員サイト等当社所定の方法で、一定の範囲において確認することができます。なお、当社は会員の利用履歴調査等のために、会員の<u>本決済サービス</u>の利用状況を加盟店に開示することがあることをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>3. 第1項の定めに係らず、<u>本決済サービス</u>の有効期限を経過した場合、または会員資格喪失の場合、当社所定の期間経過後は、<u>本決済サービス</u>の利用可能残高および利用明細等は確認できなくなるものとします。</p> <p>4. 当社は、<u>決済</u>または返金処理等による利用可能残高の減算・加算については、加盟店が当社に提供する情報に基づき行います。会員は、加盟店から当社に対する返金処理の情報提供の遅れにより、<u>本決済サービス</u>への返金処理による利用可能残高の加算が遅れることがあることおよび加盟店が当社に提供する情報の正確性が完全に保証されるものではないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>第12条（超過利用時の措置）</p> <p>1. 加盟店の環境、<u>決済</u>にかかる機器等の通信状況その他の事由により、<u>決済</u>時に利用可能残高を超えて加盟店に</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>高を超えて加盟店に支払いができる場合があります。この場合、会員は、当社が加盟店へ超過利用分の立替払いをすること、および事後に当社が会員に対して超過利用分の支払いを請求することをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>支払いができる場合があります。この場合、会員は、当社が加盟店へ超過利用分の立替払いをすること、および事後に当社が会員に対して超過利用分の支払いを請求することをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>2. (記載省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>第 13 条 (本カードの有効期間、更新カードの発行)</p>	<p>第 13 条 (本決済サービスの有効期間、有効期限更新)</p>
<p>1. <u>本カードの有効期間は、本カードの発行日からカード券面に印字された期日、またはバーチャルカードに記載された期日 (以下「有効期限」といいます) までとし、有効期限を過ぎた場合、カード利用をすることができないものとします。</u></p>	<p>1. <u>本決済サービスの有効期間は、本カード等の発行日から本カード等に記載された期日 (以下「有効期限」といいます) までとし、有効期限を過ぎた場合、本決済サービスを利用することができないものとします。</u></p>
<p>2. 当社は、有効期限の満了に際して、<u>新しい有効期限を付したカード (以下「更新カード」といいます) をバーチャルカードで発行するものとします。</u>なお、有効期限が切れる前に存在していた利用可能残高は、更新カード発行後も維持されるものとします。</p>	<p>2. 当社は、有効期限の満了に際して、<u>新しい有効期限を付したチャージ PASS/バーチャルカードまたはリアルカードもしくはその両方を発行するものとします。</u>なお、有効期限が切れる前に存在していた利用可能残高は、有効期限更新後も維持されるものとします。</p>
<p>3. <u>会員は、更新カードの発行にあたりリアルカードの発行を希望する場合は当社所定の方法によるお申し込みが必要となります。なお、リアルカードの発行には、会員は当社に対して所定の手数料を支払うものとし、支払方法は第 5 条第 2 項のとおりとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>4. <u>前項の規定に関わらず、当社所定の条件により、当社はリアルカード発行に係る手数料を徴収しない場合がございます。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>5. <u>更新カードが発行された際の有効期限が満了する本カードの取り扱いは、次のとおりとします。</u> <u>・更新カードが発行された場合、有効期限が満了する本カードが利用できる状態であれば有効期限まではカード利用をすることができます。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 14 条 (記載省略)</p>	<p>第 14 条 (現行どおり)</p>
<p>第 15 条 (情報提供、配信停止)</p>	<p>第 15 条 (情報提供、配信停止)</p>
<p>1. <u>本カードの申込時に、特定電子メール配信同意 (兼金融商品勧誘の同意) を取得している会員については、当社の判断により、会員が登録・変更した携帯メール (SMS) または電子メールアドレス等に対し、当社または第三者が提供する商品、サービス、キャンペーン、その他お得な情報のお知らせを含んだ SMS/メール/Push 通知 (その他のメッセージサービスを含みます。以下同じ) を送信することがあります。なお、特定電子メール配信同意 (兼金融商品勧誘の同意) を行った会員が配信停止を希望される場</u></p>	<p>1. <u>本決済サービスの申込時に、特定電子メール配信同意 (兼金融商品勧誘の同意) を取得している会員については、当社の判断により、会員が登録・変更した携帯メール (SMS) または電子メールアドレス等に対し、当社または第三者が提供する商品、サービス、キャンペーン、その他お得な情報のお知らせを含んだ SMS/メール/Push 通知 (その他のメッセージサービスを含みます。以下同じ) を送信することがあります。なお、特定電子メール配信同意 (兼金融商品勧誘の同意) を行った会員が配信停止を希望される場合は、会員ご自身で当社が</u></p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>合は、会員ご自身で当社が別に定める方法に従い、当該配信を停止していただく必要があります。</p>	<p>別に定める方法に従い、当該配信を停止していただく必要があります。</p>
<p>2~3. (記載省略)</p>	<p>2~3. (現行どおり)</p>
<p>第 16 条 (申し出による会員資格喪失)</p>	<p>第 16 条 (申し出による会員資格喪失)</p>
<p>会員は、<u>カードの有効期間満了前</u>であっても、当社所定の手続きにより当社に申し出ること、<u>本カード</u>の会員資格を喪失することができます。ただし、会員は、当社に超過利用分のお支払いが完了していない場合、当該支払いが完了するまで、会員資格喪失の申し出をすることができないものとします。なお、会員資格喪失後は一切、<u>カード利用</u>はできません。</p>	<p>会員は、<u>本決済サービスの有効期間満了前</u>であっても、当社所定の手続きにより当社に申し出ること、<u>本決済サービス</u>の会員資格を喪失することができます。ただし、会員は、当社に超過利用分のお支払いが完了していない場合、当該支払いが完了するまで、会員資格喪失の申し出をすることができないものとします。なお、会員資格喪失後は一切、<u>本決済サービスの利用</u>はできません。</p>
<p>第 17 条 (禁止行為)</p>	<p>第 17 条 (禁止行為)</p>
<p>1. 会員は、<u>本カード</u>の申し込みまたはカード利用にあたり、次の行為を行わないものとします。</p>	<p>1. 会員は、<u>本決済サービス</u>の申し込みまたは利用にあたり、次の行為を行わないものとします。</p>
<p>(1) (記載省略)</p>	<p>(1) (現行どおり)</p>
<p>(2) <u>本カード</u>の複製、偽造、変造、印刷もしくは改ざん(第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます。以下総称して「不正改ざん等」といいます)を行うこと、または<u>本カード</u>が不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、もしくはその疑いがあるにも関わらず、<u>カード</u>を利用すること</p>	<p>(2) <u>本カード等</u>の複製、偽造、変造、印刷もしくは改ざん(第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます。以下総称して「不正改ざん等」といいます)を行うこと、または<u>本カード等</u>が不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、もしくはその疑いがあるにも関わらず、<u>本決済サービス</u>を利用すること</p>
<p>(3) <u>本カード</u>の情報を第三者に開示もしくは公開、またはインターネット上にアップロードすること</p>	<p>(3) <u>本カード等</u>の情報を第三者に開示もしくは公開、またはインターネット上にアップロードすること</p>
<p>(4)~(6) (記載省略)</p>	<p>(4)~(6) (現行どおり)</p>
<p>(7) 換金を目的として<u>カード</u>決済をすること</p>	<p>(7) 換金を目的として<u>本決済サービス</u>を利用すること</p>
<p>(8)~(9) (記載省略)</p>	<p>(8)~(9) (現行どおり)</p>
<p>2~4. (記載省略)</p>	<p>2~4. (現行どおり)</p>
<p>第 18 条 (利用停止措置)</p>	<p>第 18 条 (利用停止措置)</p>
<p>1. <u>当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対して事前の通知もしくは催告なしに、本カードの利用停止もしくは取扱停止または会員資格を喪失する措置(以下「本カードの利用停止等」といいます。)</u>をとることができるものとします。</p>	<p>1. <u>当社は、次の各号のいずれかに該当した場合またはその疑いがあると合理的に判断した場合、会員に対して事前の通知もしくは催告なしに、本決済サービスの利用停止もしくは取扱停止または会員資格を喪失する措置(以下「本決済サービスの利用停止等」といいます。)</u>をとることができるものとします。</p>
<p>(1)~(2) (記載省略)</p>	<p>(1)~(2) (現行どおり)</p>
<p>(3) 過去に<u>本カード</u>の利用停止もしくは取扱停止の措置を受けていること、またはその他不正行為を行っていたことが判明した場合</p>	<p>(3) 過去に<u>本決済サービス</u>の利用停止もしくは取扱停止の措置を受けていること、またはその他不正行為を行っていたことが判明した場合</p>
<p>(4)~(6) (記載省略)</p>	<p>(4)~(6) (現行どおり)</p>
<p>(7) <u>第 29 条第 3 項に基づく承諾を撤回した場合</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(8) <u>送金目的を偽って資金移動サービスを利用していたことが判明した場合</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(9) <u>外国為替関連法規で規制されている利用目的での</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>利用、または利用禁止国（地域）において利用したことが判明した場合</p> <p>(10) 国連安保理決議または国連制裁委員会で資産凍結等の措置をされていることが判明した場合</p> <p>(11) 犯罪収益移転防止法に基づき、疑わしい取引を行っているとして当社が判断した場合</p> <p>(12) 官公庁からの情報または金融機関の信用情報等に基づき、会員として適当ではないと当社が判断した場合</p> <p>(13) 各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をしていることが判明した場合</p> <p>(14) 最後に利用可能残高が変動した日から、2年間経過した場合。ただし、資金移動サービスをご利用の会員は最後にご利用可能残高が変動した日から、10年間経過した場合</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(15) (記載省略)</p> <p>2. 当社は、会員の前項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該会員から本カードを回収することができるものとします。</p> <p>3. 本条による本カードの利用停止等により会員に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。</p>	<p>(7) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会員の前項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該会員からリアルカードを回収することができるものとします。</p> <p>3. 本条による本決済サービスの利用停止等により会員に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。</p>
<p>第 19 条（盗難・紛失・不正利用時の対応）</p> <p>1. 会員は、紛失もしくは盗難により本カード等が手元にはないことに気づいた場合、不正使用の可能性がある場合、または暗証番号その他の本カード等に関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合には、ただちに当社まで連絡するものとします。この連絡がただちにされなかったことで会員に生じた損害については会員自身の負担とします。なお、会員から連絡がされた場合でも、紛失または盗難による場合は次項の規定を適用します。</p> <p>2. 本カード等の紛失、盗難もしくは第三者による不正使用により第三者に本カードを利用された場合、当該利用金額は、会員の負担とします。ただし、会員に故意または重大な過失がなく、本カード等の偽造により第三者にカード利用をされた場合はこの限りではありません。</p> <p>3. 当社が本カード等の盗難、紛失もしくは第三者による不正使用の発生またはそのおそれがあると判断した場合、当社は、会員への事前の通知または催告なしに、当該カードについて利用停止措置を講じることができるものとします。</p> <p>4. 当社は、会員に対し、会員の個人情報および本人確認資料の提出、および本カードの紛失、盗難または不正使用に関する状況について書面で詳細を確認するよう請求することがあります。この場合、会員は、</p>	<p>第 19 条（盗難・紛失・不正利用時の対応）</p> <p>1. 会員は、紛失もしくは盗難により本カード等または本決済端末が手元にはないことに気づいた場合、不正使用の可能性がある場合、または暗証番号その他の本カード等に関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合には、ただちに当社まで連絡するものとします。この連絡がただちにされなかったことで会員に生じた損害については会員自身の負担とします。なお、会員から連絡がされた場合でも、紛失または盗難による場合は次項の規定を適用します。</p> <p>2. 本カード等または本決済端末の紛失、盗難もしくは第三者による不正使用により第三者に本決済サービスを利用された場合、当該利用金額は、会員の負担とします。ただし、会員に故意または重大な過失がなく、本カード等または本決済端末の偽造等により第三者に利用をされた場合はこの限りではありません。</p> <p>3. 当社が本カード等または本決済端末の盗難、紛失もしくは第三者による不正使用の発生またはそのおそれがあると判断した場合、当社は、会員への事前の通知または催告なしに、本決済サービスについて利用停止措置を講じることができるものとします。</p> <p>4. 当社は、会員に対し、会員の個人情報および本人確認資料の提出、および本カード等もしくは本決済端末の紛失、盗難または不正使用に関する状況について書面で詳細を確認するよう請求することがあります。この場合、</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>当該請求に協力するものとします。</p> <p>5. <u>会員が、盗難その他の事由により本カード等を紛失した場合、または会員の責によらずカードの偽造等による不正利用が発生した場合またはそのおそれがある場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは、</u> <u>当社は、会員に対して新カードを再発行し、利用可能残高は新カードに維持されるものとします。</u></p> <p>6. <u>会員は新カードの再発行処理がされた時点で、旧カードの有効期限が未到来であっても旧カードでのカード決済利用はできなくなるものとします。</u></p>	<p>会員は、当該請求に協力するものとします。</p> <p>5. <u>会員の責によらず不正利用が発生した場合またはそのおそれがある場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは、</u> <u>当社は、会員に対して本カード等の情報を更新し、利用可能残高は新決済手段に維持されるものとします。</u></p> <p>6. <u>会員は本カード等の再発行処理がされた時点で、再発行処理前の本カード等の有効期限が未到来であっても再発行処理前の決済情報による利用はできなくなるものとします。</u></p>
<p><u>第 20 条 (汚損等による再製発行)</u></p>	<p><u>(削除 (第 45 条へ移転))</u></p>
<p><u>第 21 条 (カードの利用制限等)</u></p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に対して事前に通知することなく <u>カード利用</u> を一時的に制限する場合があります。</p> <p>(1) <u>カード利用にかか</u>る機器またはネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由によりカード利用を一時的に中断することが必要な場合</p> <p>(2) <u>本カードのサービス変更</u>または機能拡張を行う場合</p> <p>(3) その他、当社が<u>カード利用</u>を停止または中断する必要があると認める場合</p>	<p><u>第 20 条 (本決済サービスの利用制限等)</u></p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に対して事前に通知することなく <u>本決済サービスの利用</u> を一時的に制限する場合があります。</p> <p>(1) <u>本決済サービスの利用</u>にかかる機器またはネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由によりカード利用を一時的に中断することが必要な場合</p> <p>(2) <u>本決済サービスのサービス変更</u>または機能拡張を行う場合</p> <p>(3) その他、当社が<u>本決済サービスの利用</u>を停止または中断する必要があると認める場合</p>
<p><u>【プリペイドカードサービス】</u></p>	<p><u>第 2 章 【プリペイドバリュー】</u></p>
<p><u>第 22 条 (プリペイドカードサービス)</u></p> <p>会員は、当社所定の手続きに従い、以下の方法によりプリペイドカードサービスをご利用いただけます。</p> <p>(1) <u>プリペイドバリューによるカード決済</u></p> <p>(2) (記載省略)</p>	<p><u>第 21 条 (プリペイドバリュー)</u></p> <p><u>チャージ PASS (会員) およびバーチャルカード (会員) は、当社所定の手続きに従い、以下の方法によりプリペイドバリューサービスをご利用いただけます。なお、本章において明確な定めがない限り、チャージ PASS (会員) およびバーチャルカード (会員) には本章の規定が同様に適用されるものとします。</u></p> <p>(1) <u>プリペイドバリューによる決済</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p>
<p><u>第 23 条 (プリペイドカードサービスの利用可能限度額)</u></p> <p>1. 当社は、<u>プリペイドカードサービスにおけるプリペイドバリューに、次の各号の利用可能限度額(以下総称して「限度額」といいます)を設定します。</u> <u>なお当社は、会員のご利用状況に応じて限度額を制限する場合があります。</u></p> <p>(1)~(5) (記載省略)</p> <p>2. 前項の定めに関わらず、一部の加盟店において、当社が設定した限度額と異なる利用可能限度額が設定</p>	<p><u>第 22 条 (プリペイドバリューの利用可能限度額)</u></p> <p>1. 当社は、プリペイドバリューに、次の各号の利用可能限度額(以下総称して「限度額」といいます)を設定します。なお当社は、会員のご利用状況に応じて限度額を制限する場合があります。</p> <p>(1)~(5) (現行どおり)</p> <p>2. 前項の定めに関わらず、一部の加盟店において、当社が設定した限度額と異なる利用可能限度額が設定されて</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>されている場合があります。この場合、会員は、加盟店が設定した利用可能限度額の範囲内で本カードを利用するものとします。</p> <p>2. 第1項第1号の限度額は、第30条に定める現金バリューへのチャージ可能な限度額と合算し100万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しく当社のホームページをご確認ください。</p> <p>第24条（プリペイドバリューのチャージ）</p> <p>1 (記載省略)</p> <p>2. 会員は、当社およびソフトバンクが認めた場合、当社およびソフトバンクが提供する「ソフトバンクまとめて支払い」を利用して、プリペイドバリューにチャージできます。「ソフトバンクまとめて支払い」のご利用にあたっての条件・ご注意事項については、当社ホームページをご確認ください。</p> <p>3～4 (記載省略)</p> <p>第25条（プリペイドバリューによるカード決済）</p> <p>1. 会員は、加盟店で商品等の購入時に暗証番号を加盟店の機器に入力する方法、インターネットサイト加盟店等でカード決済情報を入力する方法、その他当社所定の方法による手続きを行うことにより、プリペイドバリューの利用可能残高の範囲内でカード決済ができます。なお、当社が認めた場合、署名の手続きを省略できる場合があります。</p> <p>2. 当社または加盟店が指定した特定の商品等については、<u>カード決済</u>ができない場合があります。 (新設)</p> <p>3. 日本国外での<u>カード決済</u>については、次の各号が適用されます。</p>	<p>いる場合があります。この場合、会員は、加盟店が設定した利用可能限度額の範囲内で本決済サービスを利用するものとします。</p> <p>3. 第1項第1号の限度額は、第52条に定める現金バリューへのチャージ可能な限度額と合算し100万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しく当社のホームページをご確認ください。</p> <p>第23条（プリペイドバリューのチャージ）</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2. 会員は、当社およびソフトバンクが認めた場合、当社およびソフトバンクが提供する「ソフトバンクまとめて支払い」、「ワイモバイルまとめて支払い」を利用して、プリペイドバリューにチャージできます。「ソフトバンクまとめて支払い」、「ワイモバイルまとめて支払い」のご利用にあたっての条件・ご注意事項については、当社ホームページをご確認ください。</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>第24条（プリペイドバリューによる決済）</p> <p>1. 会員は、加盟店で商品等の購入時に暗証番号を加盟店の機器に入力する方法、インターネットサイト加盟店等で<u>決済情報</u>を入力する方法、その他当社所定の方法による手続きを行うことにより、プリペイドバリューの利用可能残高の範囲内で<u>決済</u>ができます。なお、当社が認めた場合、署名の手続きを省略できる場合があります。</p> <p>2. 当社または加盟店が指定した特定の商品等については、<u>決済</u>ができない場合があります。</p> <p>3. <u>前条第2項に定める「ソフトバンクまとめて支払い」、「ワイモバイルまとめて支払い」を利用してプリペイドバリューにチャージできる会員は、当社所定の加盟店において残高による決済を行ったときに、利用残高が不足していた場合、不足分を「ソフトバンクまとめて支払い」、「ワイモバイルまとめて支払い」によりプリペイドバリューが自動的にチャージされ、プリペイドバリュー決済が行われることについてあらかじめ承諾するものとします。なお、会員は、当社所定の手続きにより、当該自動チャージの設定を解除できます。</u></p> <p>4. 日本国外での<u>決済</u>については、次の各号が適用されます。</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 当社は、当社が指定する国または特定の地域における<u>カード決済</u>の利用を制限することができます。</p> <p>第 26 条 (プリペイドバリューの有効期限、払戻し)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. <u>新カードが発行された時点で旧カードにプリペイドバリューの利用可能残高がある場合、利用可能残高は新カードに維持されるものとします。</u></p> <p>3. 前項の定めに関わらず、新カードに移行することができるプリペイドバリューの利用可能残高は、<u>新カードに設定されたチャージ可能限度額</u>を上限とします。</p> <p>4. 以下に定める場合に限り、会員はプリペイドバリューの払戻しを受けることができます。</p> <p>(1) 当社の都合により<u>本カードを廃止した場合</u></p> <p>(2)~(3) (記載省略)</p> <p><u>【資金移動 (現金バリュー) サービス】</u> 第 27 条~第 34 条</p> <p><u>【ソフトバンクカード会員 WEB サイト・会員アプリサービス】</u></p> <p>第 35 条 (利用登録)</p> <p>ソフトバンクの回線契約に基づき、マイソフトバンクの利用ができる会員については、マイソフトバンク ID/パスワードを使用して、当社所定の会員サイトまたは会員アプリへログインできるものとします。ただし、マイソフトバンクの利用ができない会員については、当社独自の ID/パスワード (マイソフトバンク ID/パスワードおよび当社所定の ID/パスワードを合わせ以下「ID 等」という) を登録し、会員サイトまたは会員アプリへログインできるものとします。</p> <p>2~4 (記載省略)</p> <p>第 36 条 (ID の管理)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 会員は、ID 等が第三者に使用されたことにより、<u>当該カード会員に損害が生じた場合</u>当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社が<u>カード会員</u>に責がないと認めた場合を除きます。</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、当社が指定する国または特定の地域における<u>本決済サービス</u>の利用を制限することができます。</p> <p>第 25 条 (プリペイドバリューの有効期限、払戻し)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>プリペイドバリューの利用可能残高がある状態で、新しく本カード等が発行された場合、利用可能残高は新しく発行された本カード等に維持されるものとします。</u></p> <p>3. 前項の定めに関わらず、新しく発行された本カード等に移行することができるプリペイドバリューの利用可能残高は、<u>新しく発行された本カード等に設定されたチャージ可能限度額</u>を上限とします</p> <p>4. 以下に定める場合に限り、会員はプリペイドバリューの払戻しを受けることができます。</p> <p>(1) 当社の都合により<u>本決済サービスを廃止した場合</u></p> <p>(2)~(3) (現行どおり)</p> <p><u>(削除 (条数移動))</u></p> <p><u>第 3 章 【会員 WEB サイト・会員アプリサービス】</u></p> <p>第 26 条 (利用登録)</p> <p>1. ソフトバンクの回線契約に基づき、マイソフトバンク、<u>マイワイモバイル</u>の利用ができる会員については、マイソフトバンク、<u>マイワイモバイル ID/パスワード</u>を使用して、当社所定の会員サイトまたは会員アプリへログインできるものとします。ただし、マイソフトバンク、<u>マイワイモバイル</u>の利用ができない会員については、当社独自の ID/パスワード (マイソフトバンク、<u>マイワイモバイル ID/パスワード</u>および当社所定の ID/パスワードを合わせ以下「ID 等」という) を登録し、会員サイトまたは会員アプリへログインできるものとします。</p> <p>2~4 (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (ID の管理)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 会員は、ID 等が第三者に使用されたことにより、<u>当該会員に損害が生じた場合</u>当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社が<u>会員</u>に責がないと認めた場合を除きます。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>第 37 条～第 38 条 (記載省略)</p> <p>第 39 条 (会員情報の取得等)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 前項の定めのほか、当社は「<u>ソフトバンクカードにおける個人情報の取扱い</u>」に基づいて会員の個人情報等を取り扱うものとします。</p> <p>第 40 条 (利用上の注意点)</p> <p>1. <u>ソフトバンク回線契約者</u>は、モバイルデータ通信を利用することにより、ID 等を入力することなく会員サイトまたは会員アプリにログインすることができるものとします。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 会員アプリの一部機能については、会員が利用する端末のパスコード (または Touch ID 等) もしくは <u>ソフトバンクカード</u> に設定した暗証番号が必要になるものとします。会員は、必ず端末のパスコード (または Touch ID 等) もしくは <u>ソフトバンクカード</u> の暗証番号を設定のうえ、会員アプリを利用するものとします。</p> <p>4～9. (記載省略)</p>	<p>第 28 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 30 条 (会員情報の取得等)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の定めのほか、当社は「<u>決済サービスにおける個人情報の取扱い</u>」に基づいて会員の個人情報等を取り扱うものとします。</p> <p>第 31 条 (利用上の注意点)</p> <p>1. <u>ソフトバンク・ワイモバイルの回線契約者</u>は、モバイルデータ通信を利用することにより、ID 等を入力することなく会員サイトまたは会員アプリにログインすることができるものとします。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 会員アプリの一部機能については、会員が利用する端末のパスコード (または Touch ID 等) もしくは <u>本カード</u> 等に設定した暗証番号が必要になるものとします。会員は、必ず端末のパスコード (または Touch ID 等) もしくは <u>本カード</u> 等の暗証番号を設定のうえ、会員アプリを利用するものとします。</p> <p>4～9. (現行どおり)</p>
<p>第 41 条～第 44 条 (記載省略)</p>	<p>第 32 条～第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>【一般条項】</p>	<p>第 4 章【一般条項】</p>
<p>第 45 条 (免責)</p> <p>1 (記載省略)</p> <p>2. <u>当社の故意または重過失により、当社が賠償の責任を負う場合であっても、当社は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。</u></p> <p>3. 会員は、<u>カード決済</u>によって購入した商品等に生じた問題および受取人等の第三者との間における送金の原因関係により生じた問題については、当事者間で問題の解決をはかるものとし、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失により会員に損害を与えた場合は除きます。</p>	<p>第 36 条 (免責)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>2. 会員は、<u>本決済</u>によって購入した商品等に生じた問題および受取人等の第三者との間における送金の原因関係により生じた問題については、当事者間で問題の解決をはかるものとし、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失により会員に損害を与えた場合は除きます。</p>
<p>第 46 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1～3. (記載省略)</p> <p>4. 当社は、会員が第 1 項または第 2 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合、会員による <u>本カー</u></p>	<p>第 37 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1～3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社は、会員が第 1 項または第 2 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合、会員による <u>本決済サービ</u></p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p><u>ドの発行申し込みを拒否し、または、会員の本規約に基づくカード利用を制限することができるものとします。</u></p> <p>5. 当社は、会員が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、<u>カード利用を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、ただちに本カードの会員資格喪失の措置を講じることができるものとします。この場合、会員は当該措置以降一切のカード利用および払戻しができなくなります。</u></p> <p>6. (記載省略)</p>	<p><u>スの申し込みを拒否し、または、会員の本規約に基づく利用を制限することができるものとします。</u></p> <p>5. 当社は、会員が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、<u>本決済サービスの利用を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、ただちに本決済サービスの会員資格喪失の措置を講じることができるものとします。この場合、会員は当該措置以降一切の本決済サービスの利用および払戻しができなくなります。</u></p> <p>6. (現行どおり)</p>
<p>第47条 (損害賠償)</p> <p>1 (記載省略)</p> <p>2. <u>当社の故意または重過失により、当社が損害賠償責任を負う場合であっても、当社は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。</u></p>	<p>第38条 (損害賠償)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、当社に故意または重過失が認められない限り、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。</u></p>
<p>第48条 (権利義務の譲渡等)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 当社は、本カードに関する事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い、本規約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに会員情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとします。会員は、かかる譲渡について本項においてあらかじめ同意したものとみなします。</p>	<p>第39条 (権利義務の譲渡等)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、本決済サービスに関する事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い、本規約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに会員情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとします。会員は、かかる譲渡について本項においてあらかじめ同意したものとみなします。</p>
<p>第49条 (本規約の変更等)</p> <p><u>当社は、会員から届け出られた連絡先への通知(書面または電磁的方法によるものとします。)、当社ホームページ上の告知または当社所定の方法による告知を行うことにより、本規約の一部もしくは全部を変更または廃止することができるものとし、当該告知後に会員がカード利用した場合、もしくは当該告知から当社所定の期間を経過した場合は、変更後または廃止後の内容に同意いただいたものとみなします。</u></p>	<p>第40条 (本規約の変更等)</p> <p>1. <u>当社は、本規約の一部または全部を、会員から承諾を得ることなく、いつでも改定することができます。</u></p> <p>2. <u>当社は、前項の規定により本規約の一部または全部を変更するときは、その効力発生日を定め、かつ、事前に本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を当社所定の方法で周知し、効力発生日に本規約は変更されるものとします。</u></p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>第 50 条～第 51 条 (記載省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 41 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章【リアルカードに関する事項】</p> <p><u>第 43 条 (リアルカードの有効期間、更新カードの発行)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 会員は、リアルカードの表面に印字された有効期限まで、リアルカードを利用することができるものとします。</u> <u>2. 会員は、新しい有効期限を付したリアルカード (以下、「更新カード」といいます) の発行にあたりリアルカードの発行を希望する場合は当社所定の方法によるお申し込みが必要となります。なお、リアルカードの発行には、会員は当社に対して所定の手数料を支払うものとし、支払い方法は第 6 条第 2 項のとおりとします。</u> <u>3. 前項の規定に関わらず、当社所定の条件により、当社はリアルカード発行に係る手数料を徴収しない場合があります。</u>
<p>第 6 条 (カード利用前の手続き)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、リアルカードの受領後ただちに、リアルカード裏面の所定欄に会員の氏名と同一の署名を行うものとします。 2. <u>会員は、本カードの受領後ただちに、当社所定の利用登録を行うものとします。</u> 	<p>第 44 条 (リアルカード利用前の手続き)</p> <p>会員は、リアルカードの受領後ただちに、リアルカード裏面の所定欄に会員の氏名と同一の署名を行うものとします。</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>第 20 条 (汚損等による再製発行)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カードの汚損、破損、磁気不良その他の事由により本カードの利用に支障を生じる場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めたときは、当社は、会員に対して新カードを再製発行し、利用可能残高は新カードに維持されるものとします。なお、同一会員からの複数回の申し出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は、利用可能残高の維持を認めない場合があります。 2. 会員は新カードの再製発行処理がされた時点で、旧カードの有効期限が未到来であっても旧カードでのカード利用はできなくなるものとします。 <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 45 条 (汚損等による再製発行)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>リアルカードの汚損、破損、磁気不良その他の事由によりリアルカードの利用に支障を生じる場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めたときは、当社は、会員に対して新たにリアルカードを再製発行し、利用可能残高は新カードに維持されるものとします。なお、同一会員からの複数回の申し出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は、利用可能残高の維持を認めない場合があります。</u> 2. 会員は新しいリアルカードの再製発行処理がされた時点で、旧リアルカードの有効期限が未到来であっても旧リアルカードでのカード利用はできなくなるものとします。
	<p><u>第 46 条 (リアルカードにおけるプリペイドバリューによるカード決済の特則)</u></p> <p><u>会員は、加盟店で商品等の購入時にリアルカードを提示し、伝票等にカード裏面にあらかじめ記載した署名と同</u></p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>(新設)</p>	<p>一の署名を行う方法、暗証番号を加盟店の機器に入力する方法、その他当社所定の方法による手続きを行うことにより、プリペイドバリューの利用可能残高の範囲内でカード決済を行うことができます。なお、当社が認めた場合、署名の手続きを省略できる場合があります。</p> <p>第 47 条 (リアルカードにおける資金移動サービス利用時の利用停止措置の特則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対して事前の通知もしくは催告なしに、リアルカードの利用停止もしくは取扱停止または会員資格を喪失する措置 (以下「リアルカードの利用停止等」といいます。) をとることができるものとします。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>第 51 条第 3 項に基づく承諾を撤回した場合</u> (2) <u>送金目的を偽って資金移動サービスを利用していたことが判明した場合</u> (3) <u>外国為替関連法規で規制されている利用目的での利用、または利用禁止国 (地域) において利用したことが判明した場合</u> (4) <u>国連安保理決議または国連制裁委員会で資産凍結等の措置をされていることが判明した場合</u> (5) <u>犯罪収益移転防止法に基づき、疑わしい取引を行っている</u>と当社が判断した場合 (6) <u>官公庁からの情報または金融機関の信用情報等に基づき、会員として適当ではないと当社が判断した場合</u> (7) <u>各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をしていることが判明した場合</u> (8) <u>最後にご利用可能残高が変動した日から、10 年間経過した場合</u> (9) <u>会員が、第三者に対してリアルカードを貸与して利用させたり、リアルカードを譲渡したり、質入れその他の担保権を設定した場合</u> (10) <u>その他前各号に準じる事由があった場合</u> 2. <u>当社は、会員の前項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該会員からリアルカードを回収することができるものとします。</u> 3. <u>本条によるリアルカードの利用停止等により会員に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。</u> <p>第 48 条 (リアルカードにおける資金移動サービスの特則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会員は、第 42 条第 3 項に定める手続き (「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める取引時確認の手続きを含みます、以下「本人確認手続」といいます) が完了した場合、リアルカードにて以下の資金移動サービスをご利用いただけます。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>現金バリューによるカード決済</u> (2) <u>国外 ATM での暗証番号入力による現金の引き出し</u>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 27 条 (資金移動サービス)</p> <p>1. 以下の資金移動サービスは、本人確認手続きが完了した会員のみご利用いただけます。</p> <p>(1) 現金バリューによる<u>カード決済</u></p> <p>(2)～(5) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 会員が本カードにチャージした金額を利用できるまで、最大 24 時間を要する場合があります。なお、金融機関の営業時間、規制上の要件、電気通信回線の状況その他の事情によって制限を受ける場合があるものとします。</p> <p>4. <u>本カードの資金移動サービス</u>は、銀行等が行う為替取引ではありません。</p> <p>5. <u>本カードの現金バリュー</u>は、預金もしくは貯金または定期積金等（銀行法第 2 条 4 項に規定する定期積金等をいいます。）を受け入れるものではありません。また、現金バリューへのチャージ額および利用可能残高に対して、利息は付与されません。</p> <p>6. <u>本カードの現金バリュー</u>は、預金保険法第 53 条または農水産業協同組合貯金保険法第 55 条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。</p> <p>7. (記載省略)</p> <p>第 28 条 (現金バリューのチャージ) (記載省略)</p> <p>第 29 条 (受取証書の交付) (記載省略)</p> <p>第 30 条 (資金移動サービスの利用可能限度額) (記載省略)</p> <p>第 31 条 (現金バリューによる<u>カード決済</u>)</p> <p>1. 会員が第 24 条第 1 項に従いカード決済を行った場合、当社は、同条第 3 項に基づき当該会員のプリペイドバリューの利用可能残高から当該カード決済にかかる金額を減算し、これがカード決済にかかる金額の全額に満たないときに、当該会員の現金バリューの利用可能残高から不足するカード決済額を減算</p>	<p>(3) <u>国内 ATM</u> での暗証番号による現金の引き出し</p> <p>2. <u>国外 ATM</u> において引き出しを行うことができる通貨の種類は ATM の所在国により異なります。なお、外貨による引き出しが行われる場合、当社および国際提携組織の定める方法により日本円に換算した額の現金バリューが減算されます。</p> <p>第 6 章 【資金移動 (現金バリュー) サービス】</p> <p>第 49 条 (資金移動サービス)</p> <p>1. 以下の資金移動サービスは、本人確認手続きが完了した会員のみご利用いただけます。</p> <p>(1) 現金バリューによる<u>決済</u></p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 会員が本カード等にチャージした金額を利用できるまで、最大 24 時間を要する場合があります。なお、金融機関の営業時間、規制上の要件、電気通信回線の状況その他の事情によっても制限を受ける場合があるものとします。</p> <p>4. 資金移動サービスは、銀行等が行う為替取引ではありません。</p> <p>5. 現金バリューは、預金もしくは貯金または定期積金等（銀行法第 2 条 4 項に規定する定期積金等をいいます）を受け入れるものではありません。また、現金バリューへのチャージ額および利用可能残高に対して、利息は付与されません。</p> <p>6. 現金バリューは、預金保険法第 53 条または農水産業協同組合貯金保険法第 55 条に規定する保険金の支払いの対象とはなりません。</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>第 50 条 (現金バリューのチャージ) (現行どおり)</p> <p>第 51 条 (受取証書の交付) (現行どおり)</p> <p>第 52 条 (資金移動サービスの利用可能限度額) (現行どおり)</p> <p>第 53 条 (現金バリューによる<u>決済</u>)</p> <p>1. 会員が第 24 条第 1 項に従い決済を行った場合、当社は、同条第 3 項に基づき当該会員のプリペイドバリューの利用可能残高から当該決済にかかる金額を減算し、これが決済にかかる金額の全額に満たないときに、当該会員の現金バリューの利用可能残高から不足する決済額を減算します。</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>します。</p> <p>2. 日本国外での現金バリューによる<u>カード決済</u>については、次の各号が適用されます。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 当社は、当社が指定する国または特定の地域における<u>カード決済</u>を制限することができます</p> <p>第 32 条 (資金移動の中止) (記載省略)</p> <p>第 33 条 (資金移動の取消) (記載省略)</p> <p>第 34 条 (現金バリューの払戻し、残高移行)</p> <p>1. 本カードの有効期限にかかわらず、会員は、当社所定の手続きを行うことで、未使用の現金バリューの払戻しを行うことができます。</p> <p>2～3 (記載省略)</p> <p>4. 会員は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、未使用の現金バリューについて払戻しを受けることができるものとします。ただし、最後に利用可能残高が変動した日から 10 年が経過した場合には、会員は、当社に対して、払戻しを求めることはできないものとします。なお、会員は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しを受けることができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 第 18 条の規定に基づき本カードの利用停止等となった場合</p> <p>5 (記載省略)</p>	<p>2. 日本国外での現金バリューによる<u>決済</u>については、次の各号が適用されます。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、当社が指定する国または特定の地域における<u>決済</u>を制限することができます。</p> <p>第 54 条 (資金移動の中止) (現行どおり)</p> <p>第 55 条 (資金移動の取消) (現行どおり)</p> <p>第 56 条 (現金バリューの払戻し、残高移行)</p> <p>1. <u>本カード等</u>の有効期限にかかわらず、会員は、当社所定の手続きを行うことで、未使用の現金バリューの払戻しを行うことができます。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4. 会員は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、未使用の現金バリューについて払戻しを受けることができるものとします。ただし、最後に利用可能残高が変動した日から 10 年が経過した場合には、会員は、当社に対して、払戻しを求めることはできないものとします。なお、会員は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しを受けることができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 第 18 条および第 47 条の規定に基づき本カードの利用停止等となった場合</p> <p>5 (現行どおり)</p>
<p><u>ソフトバンクカード</u>における個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供・預託) に関する同意条項</p> <p>第 1 条 (適用)</p> <p>1. 本同意条項は、<u>ソフトバンクカード</u>の入会申込者および会員に関する個人情報の取扱いについて定めたものです。</p> <p>2. 本同意条項は、<u>ソフトバンクカード</u>会員規約 (以下、「会員規約」といいます) の一部を構成するものとし、本同意条項に記載する語句の定義は、特段の定めがない限り会員規約の定めによるものとします。</p> <p>第 2 条 (個人情報の収集・保有・利用)</p> <p>1 (記載省略)</p> <p>(1) 利用目的</p> <p>(ア) <u>本カード</u>を含む当社との取引の提供可否判断および</p>	<p><u>決済サービス</u>における個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供・預託) に関する同意条項</p> <p>第 1 条 (適用)</p> <p>1. 本同意条項は、<u>決済サービス</u>の入会申込者および会員に関する個人情報の取扱いについて定めたものです。</p> <p>2. 本同意条項は、<u>決済サービス</u>会員規約 (以下、「会員規約」といいます) の一部を構成するものとし、本同意条項に記載する語句の定義は、特段の定めがない限り会員規約の定めによるものとします。</p> <p>第 2 条 (個人情報の収集・保有・利用)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>(1) 利用目的</p> <p>(ア) <u>本決済サービス</u>を含む当社との取引の提供可否判断および</p>

決済サービス会員規約

現行	改定後
<p>び会員管理、当社が会員に提供するサービス（各種キャンペーンを含み、以下「付帯サービス」といいます）の提供のため</p> <p>(イ) <u>本カード利用確認ならびに本カード利用状況に関する各種ご案内（カードご利用可能残高を超えてご利用いただいた金額のご請求を含みます）のため</u></p> <p>(ウ)～(オ) (記載省略)</p> <p>(カ) (新設)</p> <p>(2) 個人情報</p> <p>(ア)～(イ) (記載省略)</p> <p>(ウ) <u>カード契約情報</u> <u>入会申込日、契約日（解約会員の場合は解約日を含む）、本カードの会員番号、カードご利用可能額、チャージ金額、ご利用可能金額に関する情報</u></p> <p>(エ) <u>提供サービス利用情報</u> <u>本カード、付帯サービスおよび会員と本同意条項第3条第1項に定める提携企業（以下「提携企業」といいます）が会員に提供するサービス（以下「提携サービス」といい、付帯サービスと提携サービスを総称して「提供サービス」といいます）の契約および利用状況、利用残高、月々の返済状況等取引に関する情報および会員が提供サービスにおいて当社に提供し、または会員の提供した情報に基づき当社がアクセスできる一切の会員に関する情報</u></p> <p>(オ) <u>位置情報</u> <u>ソフトバンクカード会員サイトおよびソフトバンクカード会員アプリにログイン、利用する際に GPS 機能を用いて取得した位置情報</u></p> <p>(カ) (記載省略)</p> <p>(キ) (新設)</p> <p>(ク) (新設)</p> <p>2 (記載省略)</p> <p>第3条 (記載省略)</p> <p>1. 入会申込者および会員は、本項(1)の提携企業が本項(2)の目的のために個人情報を利用する場合に、当社が認めた会員の個人情報（当該提携企業が同意に基づき直接取得した情報を除きます）を、保護措置を講じた上で提携企業に提供することに同意します。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 利用目的</p> <p>(ア) <u>提携企業が提供する本カードに係わるサービスおよびその他提携企業の事業に関するサービスの提</u></p>	<p>および会員管理、当社が会員に提供するサービス（各種キャンペーンを含み、以下「付帯サービス」といいます）の提供のため</p> <p>(イ) <u>本決済サービス利用確認ならびに本決済サービス利用状況に関する各種ご案内（ご利用可能残高を超えてご利用いただいた金額のご請求を含みます）のため</u></p> <p>(ウ)～(オ) (現行どおり)</p> <p>(カ) <u>カード決済をする場合において、ご利用可能額を超過している等の本サービスを利用し対象商品等を購入いただけない際に、会員に対して案内を行うため</u></p> <p>(キ) (現行どおり)</p> <p>(2) 個人情報</p> <p>(ア)～(イ) (現行どおり)</p> <p>(ウ) <u>本決済サービス契約情報</u> <u>入会申込日、契約日（解約会員の場合は解約日を含む）、本カード等の会員番号、ご利用可能額、チャージ金額、ご利用可能金額に関する情報</u></p> <p>(エ) <u>提供サービス利用情報</u> <u>本決済サービス、付帯サービスおよび会員と本同意条項第3条第1項に定める提携企業（以下「提携企業」といいます）が会員に提供するサービス（以下「提携サービス」といい、付帯サービスと提携サービスを総称して「提供サービス」といいます）の契約および利用状況、利用残高、月々の返済状況等取引に関する情報および会員が提供サービスにおいて当社に提供し、または会員の提供した情報に基づき当社がアクセスできる一切の会員に関する情報</u></p> <p>(オ) <u>位置情報</u> <u>会員サイトおよび会員アプリにログイン、利用する際に GPS 機能を用いて取得した位置情報</u></p> <p>(カ) (現行どおり)</p> <p>(キ) <u>会員識別番号</u></p> <p>(ク) <u>サービス利用不可理由</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>1. 入会申込者および会員は、本項(1)の提携企業が本項(2)の目的のために個人情報を利用する場合に、当社が認めた会員の個人情報（当該提携企業が同意に基づき直接取得した情報を除きます）を、保護措置を講じた上で提携企業に提供することに同意します。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 利用目的</p> <p>(ア) <u>提携企業が提供する本決済サービスに係わるサービスおよびその他提携企業の事業に関するサービスの提</u></p>

決済サービス会員規約	
現行	改定後
<p>供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内ならびに関連する付帯サービス（各種キャンペーンを含む）・アフターサービスの提供</p> <p>(イ) 提携企業の事業（<u>本カード</u>に関する事業を含む）に関する市場調査、商品開発</p> <p>(ウ) (記載省略)</p> <p>(エ) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第4条～第5条 (記載省略)</p> <p>第6条（本規約の不同意の場合） 当社は、会員が<u>本カード</u>の申し込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、<u>本カード</u>の発行利用をお断りすることや会員資格喪失の手続きをとる場合があります。</p> <p>第7条～第9条 (記載省略)</p>	<p>供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内ならびに関連する付帯サービス（各種キャンペーンを含む）・アフターサービスの提供</p> <p>(イ) 提携企業の事業（<u>本決済サービス</u>に関する事業を含む）に関する市場調査、商品開発</p> <p>(ウ) (現行どおり)</p> <p>(エ) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第6条（本規約の不同意の場合） 当社は、会員が<u>本決済サービス</u>の申し込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、<u>本決済サービス</u>の利用をお断りすることや会員資格喪失の手続きをとる場合があります。</p> <p>第7条～第9条 (現行どおり)</p>

以上